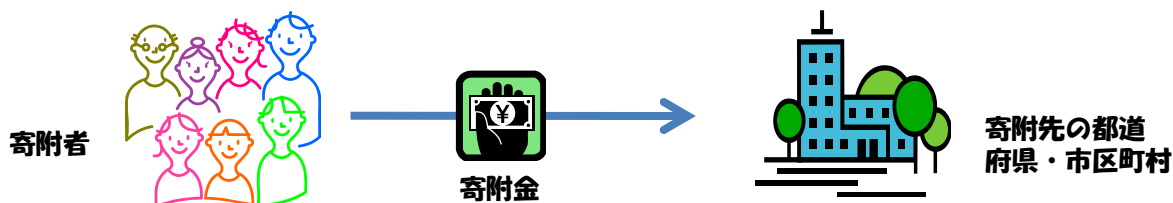


都道府県・市区町村に寄附を行った方で控除を受けようとする方は、以下の流れを参考にしてください。

## ① 寄附先に選んだ都道府県・市区町村に対し、寄附



- 都道府県・市区町村であれば、対象はどこでも構いません。
- 都道府県・市区町村のホームページや広報誌などで、寄附金を募集し、手続きなどを紹介しているところもありますので、活用してください。
- 寄附の方法については、寄付先の都道府県・市区町村によって異なりますので、あらかじめ、その団体に問い合わせたり、ホームページや広報誌などをご覧になるなどして、よくご確認ください。

都道府県・市区町村のホームページへは「[全国自治体マップ検索](#)」をご利用ください。

(注) 寄附を行う前に、郵送やインターネット等を通じて、事前の登録などをお願いしている団体もありますので、ご注意ください。

## ② 寄附先(都道府県・市区町村)から領収書などを受け取り



- ①で寄附を行った際に、寄附先などからもらった領収書は、控除を受けるための申告に必要ですから、大切に保管しておいてください。

### ③ 寄附金控除に関する申告

- 毎年1月1日～12月31日までに行った寄附について、翌年3月15日までに最寄りの税務署に所得税の申告を行ってください。

(注)所得税の申告の方法や様式については、「[国税庁のホームページ](#)」などを参照するほか、最寄りの税務署などへお問い合わせください。

- このとき、②で受け取った領収書などを申告書に添付することが必要ですので、注意してください。

(注)所得税の電子申告(e-Tax)を利用する場合、領収書の添付は省略可(ただし、3年間自ら保存することが必要です。)



(注) このほか、住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合には、所得税の申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行っても構いません。この場合、所得税の控除は受けられませんので、ご注意ください。

### 以上で、必要な手続きは完了です。

- 寄附金控除の申告をされた方の所得や寄附金の額などに応じて、
  - I 寄附を行った年の所得税から所得控除、
  - II 寄附を行った翌年度の住民税から税額控除されます
- 都道府県・市区町村への寄附金については、5千円を超える部分について、IとIIをあわせて、一定の限度(概ね住民税所得割の額の1割)まで全額控除されることになります。

所得や寄附金に応じて、控除の額は変動します。

【家族構成、給与収入、寄附金額ごとのモデルケース】は[こちら](#)をご覧ください。

詳しくは、寄附をしようとする都道府県・市区町村、あるいは住所地の市区町村までお問い合わせください。